

NO.	質問内容	回答内容
Q1	箱部のJAG審査時に底板下面のダボ孔(左右つなぎ貫との接合部)の加工は必要でしょうか?	競技課題の「2. 注意事項および仕様」において「箱部では、JBGで接合部に指示通りのビスケット溝、ダボ穴等の加工がされているかを審査」とありますが、ここで言う「接合部」は、あくまで箱部材同士の接合を意味しています。従って「箱部底板」と「左右つなぎ貫」との接合部に関わるダボ孔に関しては、JAG審査の対象外となります。
Q2	脚部の原寸図は支給されますか? されるとしたら脚部のどの部分でしょうか?	競技当日に原寸図を支給します。描かれるのは「左右つなぎ貫」「貫」「前後左右脚」です。
Q3	競技上の注意 4. 手加工を必須とする箇所についての2ページ目 1行目に(包み五枚蟻組み接ぎならびに通し五枚蟻組み接ぎ) 3行目に(包み五枚蟻組み接ぎならびに通し五枚組み接ぎ) とありますが、どちらが正解でしょうか?	当該箇所の1行目(1項目目)が誤りです。競技課題の文面、課題図面にあるとおり「包み五枚蟻組み接ぎ」と「通し五枚組み接ぎ」が正しい情報です。ご指摘に即して修正した「競技上の注意」に差し替えます。
Q4	「箱の接着後検査」について 1日目の箱の接着後検査の時に箱のパネルと付け縁の目違いがあった場合減点の対象にはなりますか? 時間がない場合付け縁を貼った後、内側だけ目違い払いをして組み立てて検査に出しその後に外側の目違い払いをしたいと思います。	「競技上の注意」の「10-④」に記載しているとおり、接着後審査(JAG審査)では「接合部の付き具合と接着剤のはみ出しを確認」します。付け縁の目違い払いがされていない状況では、付き具合と接着剤のはみ出しを正しく審査できない可能性があるので、その場合は減点対象とします。
Q5	「治具」について 木口台の45度は持ち込んでも良いとありました。この木口台を横切丸ノコ盤の上に置き付け縁の留めを切ってもよろしいでしょうか?	治具については「持参工具一覧」ならびに「競技上の注意」の「3」に記載しているとおり「持参は不可」です。持参可能な別の工具を「治具に転用」することも「持参と同じ」と見なします。従って、45度(留め)の木口台を横切丸のこ盤による留め加工の治具に転用することは不可です。ただし、全選手が共通で使用できるものとして、厚さ21ミリ程度の合板で製作した「横切り丸のこ盤用の45度定規」(合板製の三角定規のようなもので横切り盤の定規に沿わせ固定して使う)を、競技場設備として用意します。そちらを使用するか、あるいはスライド丸のこで留め切りを行うか、または手加工を行うか等、練習の過程で検討してください。
Q6	箱部のJBG審査については「所定の位置にビスケットが入っているかを確認する」とありますが、付け縁も審査対象ですか? 個人の自由なタイミングでの接着をしても構いませんか?	今回の課題では、箱部の付け縁にビスケットは入りませんので、JBG審査とは無関係です。つまり、付け縁の接着作業のために競技委員を呼ぶ必要はありません。選手が考えるタイミングで自由に付け縁の接着を行ってください。
Q7	充電式の電動工具を使うのですがバッテリーの持ち込み個数に制限などはありますか?	バッテリーの持ち込み「個数」に制限(上限)は設けていません。ただし、電気製品に必要な安全基準を十分に満たした工具ならびにバッテリーを持参するよう気をつけてください。

NO.	質問内容	回答内容
Q8	箱部の24mm付け縁、扉部の4mm付け縁は図面に表記されているが守らなければ減点対象ですか？	付け縁は、箱部用が24.5mm（幅）、扉部用が4.5mm（厚さ）で支給されます。それぞれ、仕上がり寸法として24mmと4mmを図面に記していますが、これはあくまで「想定」される値であり、付け縁については24mm程度、4mm程度で仕上げるものと解釈してください。採点時に、この24mm、4mmの精度を減点対象とはしません。
Q9	市販のトリマフェイスカッターは使用可能ですか？	トリマフェイスカッターの持ち込みは不可とします。目違い払いに関する電動工具の使用については、まず第一に、Cantex Ergo（ラメロ社）のような目地払い作業に特化した工具の使用を競技として認めていません。それに伴い、トリマに後付けするフェイスカッター（兼房）のような工具の使用も不可と解釈してください。カサ付き目地払いビットについては、従来どおり、使用可能です。
Q10	昇降盤のほぞ取り装置を使い貫のほぞの縦引きを引くときに高さを変えて斜めの角度を合わせて引いてもよろしいでしょうか？	昇降丸のこ盤のほぞ取り装置を使って縦挽きを行う場合、まずは、のこ軸と材の中心が揃うテーブル高さを標準と考えてください。それよりもテーブルを下げることは、材が巻き込まれる危険があるため禁止します。 従って、ほぞの胴付き面の傾斜にあわせて縦挽きを行おうとする選手がいた場合、ほぞ取り装置のテーブルを標準より下げることは許可しません。標準より上げることは許可しますが、それも「程度による」ことを予め理解しておいてください。例えば、上限目一杯までテーブルを上げる行為は、危険が伴うため許可しません。
Q11	接着前審査において、勝手墨をつけなくてはならないとありますが、脚部材の勝手墨の付け方に戸惑っております。 参考例などあればご提示頂けないでしょうか？	公表している「競技上の注意」「⑩-3接着前審査」の項目で触れているように「見付き面△印」を付けるのが基本となります。 脚部と引き出し部を例に、洋式の△印勝手墨の描き方を解説した別紙を作成したので、そちらを参照してください。